

農 整 第 6 7 2 号  
令和 4 年 3 月 17 日

(一社)富山県建設業協会会長 殿

富山県農林水産部長

「快適な仮設トイレの設置工事の試行について」の一部改正(通知)

快適な仮設トイレの設置工事の試行については、「快適な仮設トイレの設置工事」試行要領(平成 29 年 6 月 9 日付け農整第 165 号)に基づき試行しているところですが、下記の通り通知しましたので参考送付します。

#### 記

#### 1 改正内容

##### (1) 和式トイレとの差額上限額の改正

(ウ) トイレと洗面台が分離型の快適トイレ  
差額上限を 26,000 円/(基・月)とする。

#### 2 適用年月日

令和 4 年 4 月 1 日以降の決裁に係る工事から適用する。

#### 3 添付資料

富山県農林水産部「快適な仮設トイレの設置工事」試行要領

(事務担当：農村整備課技術管理係 TEL076-444-3299 (直通))